

## 農作業を集約する為の機械導入や既存機械の再利用の取組を支援します！！

～攻めの農業実践緊急対策事業(生産効率化タイプ)～

- 農作業を担い手に集約する為に必要な機械等リース費用の一部を助成します
- その他集約に伴い不要となる機械の廃棄や担い手が既存機械を再利用する為のオーバーホール費用の一部を助成します

### 助成対象者

農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者の組織する団体等

### 事業の流れ

- 地域農業再生協議会(各市町単位で設置されています)が取組メニューを設定し、公募により助成対象者を決定します。
- 助成対象者には機械導入等した後に地域農業再生協議会が確認して助成金を支払います。

### 事業実施期間

平成27年度(平成28年3月31日)まで  
(平成28年3月31日までに助成金の支払いが完了する取組が対象です)

助成内容(例)	助成対象
機械作業の集約に伴う機械・機器のリース導入(助成率1/2以内)	農業用機械等
機械作業の集約に伴う既存機械・機器の再利用に要する経費(助成率:1/2以内)	機械・機器のオーバーホールに必要な経費(1台50万円以上)
出し手農家の機械・機器の廃棄に要する経費(助成率:定額(1台あたり2万円以内))	機械・機器の廃棄に要する経費(取得価格50万円以上の機械・機器の廃棄が対象)

### その他事業要件等

- ① 農作業の出し手農家・受け手農家(担い手)共同で生産効率化プランを作成し地域農業再生協議会の認定を受ける必要があります
  - ・原則4戸以上の出し手農家から受け手農家(担い手)への機械作業集約が必要です(受益者5名以上。ただし、主食用米から非主食用米・麦・大豆等へ転換し作付け規模を拡大した場合は、出し手農家2戸以上とする特認あります)
  - ・農作業集約後の該当品目の生産コストを1割以上削減する目標(目標年度:平成28年度)を立てる必要があります
  - ・農作業の出し手農家の機械は廃棄又は用途変更する必要があります。
- ② 農作業の受けて農家(担い手)への農作業集約は平成28年度末までに実施する必要があります。
- ③ その他地域農業再生協議会が定める要件を満たす必要があります。

上記の外、集出荷施設や乾燥調製施設等の機能集約に必要な機械・設備のリース導入を支援する事業があります(県農業再生協議会事業)。

詳しくは、住所地の地域農業再生協議会または県農業再生協議会(県農林水産事務所(農林事業所)農村振興課)にお問い合わせください。